

電話聴取書

聴取年月日 平成25年7月19日午前11時35分

発信者 被告代理人 植村礼大

電話取扱者 同上人

受信者 松山地方裁判所民事第1部

電話取扱者 裁判所書記官 小井出典子

(発信者)

和解条項案について、下記の点を補充していただければ、被告側において、和解に応じる意思があります。

記

第1項については、「原告は過去の勤務態度を真摯に反省する」趣旨を含めたものにしていただきたい。

第2項については、大学側がハラスメント調査を怠ったことを認めたような表現と、とらえられるので、これを控えていただきたい。

第3項の昇任審査については、応用法政策講座（愛大法文学部の下部にある教授グループ）の判断によって手続が開始され、臨時教授会構成員の投票、人事委員会の承認が必要となるため、本和解は原告の昇任を保証するものではないことを原告も理解していることを明確にしていきたい。

以上